

2026 年度『合格講座講義録』に対する「出題の状況」の加筆につきまして

2026 年 3 月 13 日

L E C 行政書士講座をご受講いただきましてありがとうございます。

2026 年度行政書士試験向け講座の使用教材としてご提供している『合格講座講義録』の**憲法・基礎法学、民法Ⅰ**（総則・物権）、**民法Ⅱ**（債権・家族法）、**行政法Ⅰ**（総論・手続法）は、2025 年 11 月 9 日に実施された **2025 年度本試験** よりも前に制作したものです。

そこで、**2025 年度本試験** の「**出題の状況**」につきまして、下記のように加筆をお願いします。

GU26001『2026 行政書士試験 合格講座講義録【憲法・基礎法学】』

(p. 11) 「1. 天皇の地位」

▼出題の状況

(※「25」の欄に ○ を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
									○

(p. 11) 「2 皇位の世襲制」、本文、上から 1 行目

皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、⇒ 2025-7-1

(p. 12) 「2. 天皇の権能」

▼出題の状況

(※「25」の欄に ○ を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
		○	○	○			○		○

(p. 14) **関連知識を CHECK!**、下から 6 行目

天皇が国政に関する権能をもたないことから、天皇の解散権に対して「助言と承認」⇒ 2025-6-3

(p. 61) 「1. 幸福追求権」

▼出題の状況

(※「25」の欄に ○ を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
○	○				○	○		○	○

(p. 76) **【旧優生保護法違憲訴訟（最大判令 6. 7. 3）】** ⇒ 2025-41

(p. 77) 「2. 法の下での平等」

▼出題の状況

(※「25」の欄に ○ を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
○			○	○				○	○

(p. 80) **判旨**、上から 8 行目

(2) 刑法 200 条の立法目的は、尊属を卑属等が殺害することをもって一般的高度の ⇒ 2025-3-1

(p. 88) **決定要旨**、下から 10 行目

より明確に認識されてきたことは明らかであるといえる。そして、法律婚自体は ⇒ 2025-3-4

(p. 93) **判旨**、上から 1 行目

(1) 本件規定(※ 民法733条1項)は、女性についてのみ前婚の解消又は取消しの日 ⇒ 2025-3-3

(p. 96) **【租税負担と平等原則】** ⇒ 2025-3-2

(p. 119) 「4. 表現の自由」

▼出題の状況

(※「25」の欄に ○ を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
○			○	○	○	○	○	○	○

(p. 121) 本文、上から 2 行目

21 条 1 項から直接導くことはできない。判例も、反論権の制度を認めると、 ⇒ 2025-4-3

(p. 122) **決定要旨**、上から 8 行目

(3) 取材の自由といっても、もとより何らの制約を受けないものではない。公正な ⇒ 2025-4-1

(p. 125) 上から 8 行目

最高裁は、(i)「報道関係者の取材源は、一般に、それがみだりに開示されると、報道 ⇒ 2025-4-5

(p. 126) **決定要旨**、上から 7 行目

取材の手段・方法が贈賄、脅迫、強要等の一般の刑罰法令に触れる行為を伴う ⇒ 2025-4-2

(p. 128) **コメント**、上から 5 行目

して保障しているものではないこと (271 頁参照)、② 法廷でメモを取ることを司法 ⇒ 2025-4-4

(p. 190) 「1. 生存権」

▼出題の状況

(※「25」の欄に ○ を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
○		○							○

(p. 193) **判旨**、上から 1 行目

憲法 25 条の規定は、国権の作用に対し、一定の目的を設定しその実現のための ⇒ 2025-3-5

(p. 213) 「2. 国会の構成」

▼出題の状況

(※「25」の欄に ○ を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
○			○					○	○

(p. 217) 「(d) 内閣総理大臣の指名の議決」、本文、上から 1 行目

衆議院と参議院とが異なった指名の議決をした場合に、両院協議会を開いても ⇒ 2025-6-2

(p. 222) 「4. 国会の活動」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
○						○		○	○

(p. 223) **MEMO** (1つ目)、上から1行目「憲法53条後段の規定による臨時会召集要求をした国会議員は、内閣による ⇒ 2025-5

(p. 229) 「6. 議院の権能」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
				○			○		○

(p. 230) 「(2) 議院規則制定権」、本文、上から1行目

両議院は、各々その会議その他の手続および内部の規律に関する規則を定める ⇒ 2025-7-2

(p. 236) 「2. 内閣の組織と権能」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
	○	○	○	○		○	○	○	○

(p. 236) 「1 内閣の構成員」、本文、上から5行目

内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で指名され(67条1項前段)、⇒ 2025-6-2(p. 237) **MEMO**、上から3行目他の各省大臣になることができる(国家行政組織法5条3項ただし書)。(ii) 明治憲法下では、⇒ 2025-6-1(p. 238) **ここを理解!**、上から1行目法律・政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署する必要が ⇒ 2025-6-5(p. 238) **ここを理解!**、上から3行目また、国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ訴追されない(75条 ⇒ 2025-6-4

(p. 240) 「(a) 一般行政事務に関する権能」(表)

⑥ 憲法および法律の規定を実施するために、政令を制定する(6号) ⇒ 2025-7-3

(p. 260) 「2. 裁判所の構成と権能」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
○							○		○

(p. 260) **【最高裁判所の権能】(表)****規則制定権** ⇒ 2025-7-4

(p. 278) 「2. 財政監督の方式」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
	○					○	○		○

(p. 281) 「3 決算」、本文、上から7行目

会計検査院は、その権限の性質上、内閣に対し独立の地位を有する機関である ⇒ 2025-7-5

(p. 287) 「3. 地方公共団体の機能」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
○									○

(p. 288) **判旨**、上から2行目有しないことは明らかであるが、条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の ⇒ 2025-42

(p. 308) 「6. 紛争解決のシステム」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
			○	○				○	○

(p. 312) 「(1) 裁判員制度の意義」、本文、上から1行目

裁判員制度とは、一定の刑事裁判(原則として、①法定刑に死刑または無期 ⇒ 2025-2-3

(p. 313) 「(2) 裁判員制度の概要」(図)

IV **裁判員の選任** ⇒ 2025-2-1(p. 313) **MEMO** (2つ目)、上から1行目(i) 評決は、多数決により行われる。ただし、裁判官または裁判員のみによる ⇒ 2025-2-4(p. 313) **MEMO** (2つ目)、上から4行目することが認められる。③評議の秘密その他職務上知りえた秘密を漏示した場合、守秘義務 ⇒ 2025-2-5

GU26002 『2026 行政書士試験 合格講座講義録【民法Ⅰ 総則・物権】』

(p. 9) 「3. 行為能力」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
		○		○	○			○	○

(p. 13) **MEMO** (2つ目)、上から1行目後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人または被補助人で ⇒ 2025-27-2

(p. 14) 【成年後見人の権限】(表)

代理権 ⇒ 2025-28-ア

(p. 16) 【保佐人の同意を要する法律行為*】(表)

⑥ **相続の承認もしくは放棄または遺産の分割をすること(13条1項6号)** ⇒ 2025-27-3(p. 18) **MEMO** (2つ目)、上から1行目補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が被補助人の ⇒ 2025-27-1

(p. 20) 【相手方の催告とその効果】(表)

未成年者 **制限行為能力者である間*** **法定代理人** **単独で追認できる行為** ⇒ 2025-27-5**被保佐人** **制限行為能力者である間** **保佐人** **単独で追認できる行為** ⇒ 2025-27-5

(p. 21) 「(2) 制限行為能力者の詐術」、本文、上から3行目

21条は、詐術を用いた制限行為能力者の取消権を否定している。⇒ 2025-27-4

(p. 60) 「3. 代理行為(代理人と相手方の関係)」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
									○

(p. 62) 本文、上から1行目

もつとも、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人として ⇒ 2025-28-オ

(p. 63) 「4. 復代理」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
			○						○

(p. 64) 「2 復任権とその責任」(表)

法定代理 **いつでも自己の責任で復任可能** ⇒ 2025-28-イ

(p. 73) 「6. 表見代理」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
									○

(p. 77) **MEMO**、上から2行目

相手方に限られる（大判昭2.12.24）。(ii) 2017年民法改正前の112条 ⇒ 2025-28-エ
2017年民法改正後の112条1項は、任意代理にのみ適用されると解されている。

(p. 81) 「2. 取消し」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
								○	○

(p. 82) **MEMO**、上から1行目(I) 制限行為能力者（上記表の①）につき、「他の制限行為能力者の法定 ⇒ 2025-28-オ

(p. 135) 「3. 動産物権変動」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
			○	○		○		○	○

(p. 137) **MEMO**、上から3行目対し、未登録自動車には、即時取得の適用が認められている（最判昭45.12.4）。⇒ 2025-29-ウ(p. 138) **MEMO**、上から3行目含まれる。(ii) 相続による取得のように法律上当然に取得の効果が生ずる包括承継 ⇒ 2025-29-ア

(p. 138) 本文、上から2行目

自体は有効でなければならない。例えば、制限行為能力者や無権代理人に ⇒ 2025-29-イ

(p. 141) 「(b) 194条の特例」、本文、上から5行目

なお、判例は、「占有者が民法194条に基づき支払った代価の弁償がある ⇒ 2025-34-1

(p. 178) 「3. 先取特権」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
○	○			○				○	○

(p. 180) **MEMO**、上から3行目譲渡担保権者は、第三取得者に含まれる（最判昭62.11.10）。⇒ 2025-30-4

(p. 183) 【先取特権の順位】（表）

II **動産先取特権の順位** ⇒ 2025-30-2

(p. 210) 「6. 非典型担保」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
	○		○	○			○		○

(p. 211) **関連知識をCHECK!**、上から9行目・集合動産譲渡担保の対抗要件は、個別動産の譲渡担保と同様に、占有 ⇒ 2025-30-4**GU26003 『2026 行政書士試験 合格講座講義録【民法Ⅱ 債権・家族法】』**

(p. 216) 「2. 債権の目的・種類」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
				○		○			○

(p. 222) **MEMO**、上から2行目されている(404条3項～5項)。(ii) 金銭消費貸借の場合、利息債権は、⇒ 2025-33-ウ

(p. 226) 「2. 債務不履行による損害賠償」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
○					○	○			○

(p. 228) **【履行期と履行遅滞】(表)****期限を定めなかった場合** | **・返還時期を定めない消費貸借では、** ⇒ 2025-33-オ

(p. 263) 「2. 連帯債務」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
	○						○		○

(p. 265) **MEMO**、上から2行目効力事由である。① 履行の請求、② 免除、③ 時効の完成は、2017年 ⇒ 2025-32-4・5

(p. 267) 「イ 反対債権を有している連帯債務者による相殺」、本文、上から1行目

連帯債務者の1人が債権者に対して債権を有する場合において、その ⇒ 2025-32-3

(p. 269) 「(a) 事前の通知と求償権の制限」、本文、上から1行目

他の連帯債務者があることを知りながら、連帯債務者の1人が共同の免責を ⇒ 2025-32-2

(p. 270) **MEMO** (2つ目)、上から1行目

事例87において、互いの存在を知っているにもかかわらず、第1弁済を ⇒ 2025-32-1

(p. 272) 「(4) 連帯債務者の1人との間の免除等と求償権」、本文、上から4行目

依然として全額の支払義務を負う。この場合、債権者から請求を受けて弁済を ⇒ 2025-32-5

(p. 291) 「1. 債権譲渡」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
	○				○				○

(p. 297) 「(b) 確定日付ある証書による通知が同時に到達した場合」、本文、上から7行目
請求することができ、② 譲受人の1人から弁済の請求を受けた債務者は、 ⇒ 2025-31-2

(p. 298) 「5 債権の譲渡における相殺権」、本文、上から1行目

債務者は、債権譲渡の対抗要件具備時より前に取得した譲渡人に対する ⇒ 2025-31-4

(p. 298) 「5 債権の譲渡における相殺権」、本文、上から5行目

債権または(ii) 譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて ⇒ 2025-31-5

(p. 399) 「5. 消費貸借」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
						○			○

(p. 400) **関連知識をCHECK!**、上から4行目

負うわけではない。そのため、借主は、貸主から金銭その他の物を受け取るまで、 ⇒ 2025-33-ア

(p. 401) 「(2) 借主の義務」、本文、上から2行目

587条の2第1項)。利息付消費貸借においては、借主は、これに加えて、 ⇒ 2025-33-ウ

(p. 401) **MEMO** (1つ目)、上から1行目

(i) 利息付であるかどうかに関係なく、貸主から引き渡された物が ⇒ 2025-33-エ

(p. 401) 「(1) 返還時期の定めがない場合」、本文、上から1行目

当事者が返還の時期を定めなかったときは、貸主は、相当の期間を定めて ⇒ 2025-33-オ

(p. 427) 「1. 事務管理」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
			○						○

(p. 429) 「(b) 管理継続義務」、本文、上から1行目

管理者は、いったん事務管理を開始した以上は、本人、その相続人または ⇒ 2025-46

(p. 430) 【事務管理における費用償還義務】(表)

① 本人は、管理者が支出した有益*な費用を償還しなければならない ⇒ 2025-46

(p. 433) 「2. 不当利得」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
	○								○

(p. 438) 【不動産が譲渡された場合における「給付」の完了の意味】(表)

既登記不動産 | 引渡しだけでは「給付」にあらず、移転登記がなされ ⇒ 2025-34-4

(p. 439) 「(c) 不法原因給付の効果」、本文、上から1行目

不法原因給付にあたと、給付したものの返還を請求することができない ⇒ 2025-34-3

(p. 467) 「2. 婚姻」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
	○		○						○

(p. 472) 関連知識を CHECK! (1つ目)、下から5行目

判例は、夫婦の一方が日常家事代理権の範囲を越えて第三者と法律行為を ⇒ 2025-45

(p. 479) 「4. 親子」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
○	○		○	○					○

(p. 484) 本文、上から4行目

もつとも、(i) 成年の子を認知する場合には子本人の承諾を要する ⇒ 2025-35-1

(p. 484) 本文、上から5行目

(782条)。(ii) 胎児を認知する場合には母の承諾を要する(783条1項)が、⇒ 2025-35-2

(p. 484) 本文、上から10行目

任意認知があると、法律上の父子関係が生じ、その効果は出生時に ⇒ 2025-35-3

(p. 485) 「(b) 強制認知」本文、上から1行目

父がすすんで子を認知しない場合、子、その直系卑属またはこれらの者の ⇒ 2025-35-5

GU26004 『2026 行政書士試験 合格講座講義録【行政法Ⅰ 総論・手続法】』

(p. 53) 「3. 行政行為の効力」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
○	○	○		○				○	○

(p. 58) 「5 不可変更力」、本文、上から11行目

法律上の争訟を裁判するもので、これを行政機関がするために行政処分に属する ⇒ 2025-8-3

(p. 68) 「5. 行政行為の瑕疵」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
○	○	○		○	○		○	○	○

(p. 69) 「(2) 取消しと無効の区別の基準」、本文、上から8行目

明白である場合を指す」とし、③「瑕疵が明白かどうかは、処分の外形上、客観的に、⇒ 2025-8-2(p. 74) **判旨**、下から4行目以上の事情を考慮すると、安全認定が行われた上で建築確認がされている場合、⇒ 2025-25-1

(p. 75) 「(2) 瑕疵の治癒」、本文、下から6行目

農地買収計画につき訴願がされたのに、訴願裁決より前に農地買収処分がされて ⇒ 2025-8-5

(p. 78) 「6. 行政行為の取消しと撤回」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
○	○	○		○			○	○	○

(p. 80) **MEMO**、上から8行目とする判例がある(最判昭43.11.7)。(ii) 東日本大震災の被災世帯が大規模半壊世帯に該当する ⇒ 2025-8-4(p. 82) **関連知識をCHECK!**、下から6行目Xの被る不利益を考慮しても、なおそれを撤回すべき公益上の必要性が高いと ⇒ 2025-8-1

(p. 86) 「7. 行政行為の附款」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
				○					○

(p. 87) 「(2) 期限」、本文、上から1行目

「期限」とは、行政行為の効果の発生・消滅を、将来発生することが確実な事実 ⇒ 2025-10-4

(p. 88) 「(3) 負担」、本文、下から2行目

負担に違反しても、行政行為の効力には影響はないが、行政行為の撤回や行政上 ⇒ 2025-10-3

(p. 88) **MEMO**、上から1行目

必ずしも明文の根拠がなくても、一定の利益考慮のもとで行政行為の撤回は ⇒ 2025-10-2

(p. 89) 「3 附款の許容性と限界」、本文、上から3行目

② 法律が行政行為の内容につき裁量を与えている場合にのみ付することができる。 ⇒ 2025-10-1

(p. 104) 「2. 行政罰」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
	○	○	○		○		○		○

(p. 105) **MEMO** (2つ目)、下から6行目

がそれを納めると、刑事訴自がなされないという制度である(道路交通法125条以下)。反則金 ⇒ 2025-17-2

(p. 108) 「(3) 秩序罰と刑罰の関係」、本文、上から3行目

判例は、過料と罰金・拘留との併科が問題となった事案で、両者は目的、要件 ⇒ 2025-9-エ

(p. 108) **関連知識を CHECK!**、上から2行目

独占禁止法違反のカルテル行為について刑事事件で罰金刑が確定し、国から ⇒ 2025-9-イ

(p. 130) 「3. 申請に対する処分に関する手続」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(p. 131) 「(1) 審査基準の設定等」、本文、上から4行目

行政庁は、審査基準を定める義務を負い(5条1項)、審査基準を定めるにあたって ⇒ 2025-13-3

(p. 134) 「(1) 申請に対する審査・応答」、本文、上から1行目

行政庁は、(i) 申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を ⇒ 2025-13-5

(p. 136) 本文、上から1行目

申請により求められた許認可等を拒否する処分をする際には、当該処分と同時に ⇒ 2025-13-1

(p. 137) 「(3) 情報の提供」、本文、上から1行目

行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況および当該申請 ⇒ 2025-13-2

(p. 140) 「4. 不利益処分に関する手続」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(p. 143) 「(3) 不利益処分の理由の提示」、本文、上から1行目

理由の提示は不利益処分と同時になされなければならないが、「理由を示さない」 ⇒ 2025-12-エ

(p. 146) 「3 意見陳述手続の振り分け」、本文、上から1行目

行政庁が不利益処分をしようとする場合は、原則として不利益処分の相手方に ⇒ 2025-13-4

(p. 158) 「(3) 聴聞に関する手続の準用」、本文、上から1行目

聴聞手続のうち、聴聞の公示(15条3項)と代理人(16条)に関する規定が準用 ⇒ 2025-11-1

(p. 158) 「(3) 聴聞に関する手続の準用」、本文、上から2行目

される(31条)。したがって、それ以外の規定(17条[参加人の関与]、18条[文書等] ⇒ 2025-11-2・3・4

(p. 159) 「5. 行政指導に関する手続」

▼出題の状況

(※「25」の欄に○を付けてください。)

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
○		○	○	○	○		○	○	○

(p. 163) **判旨**、上から8行目いるものと認められる場合のほか、必ずしもその同意のあることが明確であるとは ⇒ 2025-25-2

(p. 165) 「(4) 行政指導の方式」、本文、上から1行目

行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨および内容 ⇒ 2025-12-イ

(p. 167) 「(a) 行政指導の中止等の求めの対象」、本文、上から1行目

法令違反行為の是正を求める行政指導(※その根拠となる規定が法律に) ⇒ 2025-12-ウ

行政法Ⅱ(救済法・地方自治法)、商法・会社法、一般知識・諸法令は、テキスト本体に2025年度本試験の「出題の状況」も掲載しています。